

品目	1 Pルーティング 3種
----	--------------

[illegible]

- 注 1 専用設備（映像伝送専用及び車載通信専用を除く。）については記載すること。
注 2 契約約款等において規定するサービスの範囲区分に於限ること。
注 3 伝送方式の種類（有線及び非有線）ごとに別開すること。
注 4 品目ごとに表示すること。
注 5 電圧の電圧（電圧降下）と定めた電圧とを有する線路については、当該回線を利用する各都道府県内で定めたものとして記載すること。
注 6 契約約款を締結しない品目については、記載を要しない。
注 7 接続専用回線については、別項に開示すること。
注 8 「新設設備」の欄に於いては、都道府県の区分は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
注 9 記載する都道府県の数に応じ、項及び欄を重複増減すること。
注 10 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 表とすること。

品目	1 Pルーティング 4種
----	--------------

[illegible]

- | | |
|----|---|
| 注1 | 専用設備（検査伝送専用及び検査伝送専用を除く。）については記載すること。 |
| 注2 | 契約約款等において規定するサービスの区分ごとに別添すること。 |
| 注3 | 伝送方式の種類（回線及び非回線）ごとに別添すること。 |
| 注4 | 商品ごとに別添すること。 |
| 注5 | 他の電気通信事業者の電気通信設備と接続する回線については、当該回線利用者の所在地で設定されたものとして記載すること。別添に契約を締結した利用者のリストについては、記載を要しない。 |
| 注6 | 接続利用回線については、別添に両添すること。 |
| 注7 | 「標準回線」の欄に記載した標準回線利用者の呼称は、日本電気標準通信コードの番号の順序によること。 |
| 注8 | 利用者の標準通信の費用に徴し、項及び欄を順次増減すること。 |
| 注9 | 記載の大口番号は、日本電気規格A列4号とする。 |